

松戸市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和5年11月17日付け提出された「松戸市職員措置請求書（新松戸駅前道路附属施設塗替工事に係る措置請求）」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表します。

令和6年1月10日

松戸市監査委員	関	聡
同	三好	徹
同	大谷	茂範
同	岩瀬	麻理

第1 請求人

氏 名 省 略

第2 請求の受理

令和5年11月17日に提出された松戸市職員措置請求書については、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年11月27日付けでこれを受理した。

なお、請求書等に一部誤記があったことから補正を行った。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に基づき、令和5年12月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人から出席しない旨回答があり、代わりに陳述書の提出があった。新たな証拠の提出はなかった。

2 請求の要旨

松戸市職員措置請求書に記載された請求の要旨は次のとおりである。

- (1) 道路維持課が実施し技術管理課が工事検査を行った、契約工期が令和4年11月25日から令和5年3月31日までの新松戸駅前道路附属施設塗替工事（以下、「本件工事」という。）のうち、鳥害防止（2）については、素材の指定のみで設置の仕様が不十分でありまた工事の確認が不十分であり鳥害防止（2）の効果はなかったため不当である。
- (2) 鳥害防止（2）の工事に関する費用は、設計の不備及び成果の適切な確認を怠ったことによる無駄な工事費用であった。又、各種是正工事（鳥害防止に加えて再び仮設工又は共通仮設費として、安全ネット、シートの設置に要する費用なども加算される。）を実施するならば、それも損害である。
- (3) 鳥害防止（1）の上段より鳥害防止（2）の下段は、梁幅が狭いので鳥の糞により以前よりも美観を損ねた。

(2) (3) が市の被った損害である。

(4) 求める措置は、鳥害防止(2)に関する是正工事の実施及び本件工事の目的にそぐわない結果を招いた行為及びその責任の原因を究明し、その責任者への費用請求又は適切な処分を行うことである。

また、令和5年12月5日付けで請求人から提出された陳述書において示された、措置請求書の補足事項は次のとおりである。

ア. 鳥害防止工(1)における仕様書指定の規格の幅と高さの比率及びサイズは既製品に対して不合理であるが、結果として鳥害防止工(1)については効果が得られていた。しかし、鳥害防止工(2)においては、材料の規格指定のみで、ワイヤーの高さ・本数(縦方向)・本数(横方向)などの指定がなく、指示の適正を欠くものであると考える。

イ. 鳥害防止工の仕様書において「鳥害防止材を適切に設置するものとする」の文言のみで、効果の責任ごと業者側に丸投げするのであれば、素材や寸法などの規格により選択肢を制限すること及びその制限に不合理があることは避けるべきと考える。

ウ. 現状は、指定に対して全てが合致していないことから「なお、これにより難しい場合は監督職員と協議することとする」という文言の処置が取られたと推察できるので、業者が協議の結果を忠実に履行したのであれば、その後の責任の全てを業者側に存するとは認めがたい。

エ. 令和5年3月30日に工事検査が行われたが、工事終了後の所定時間の一度きりであり、鳥害防止工の効果の確認は、検査内容に含まれていなかったと考えられる。生き物は、環境の変化に警戒をするし、集まる時間、気象条件等を考慮すると時間を空けた効果の確認が必要であると考ええる。

3 監査の対象事項

松戸市職員措置請求書の内容から判断して、次の事項を監査の

対象とした。

- (1) 新松戸駅前道路附属施設塗替工事請負契約（以下、「本件工事請負契約」という。）の締結について
- (2) 本件工事に係る履行の確認について
- (3) 本件工事に係る工事代金の支出について
- (4) 市の損害の発生について

4 監査の方法

監査対象部課である建設部道路維持課及び財務部技術管理課から関係書類の提出を求めるとともに、令和5年12月20日に建設部審議監、道路維持課長及び技術管理課長ほか関係職員から事情聴取を行い、必要に応じて補充書面の提出を受け監査を実施した。

5 監査事務の引継ぎ

議員のうちから選任された監査委員の箕輪 信矢は令和5年12月18日付けで退任したため、同月19日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の大谷 茂範が監査事務を引き継いだ。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

本件監査請求について、次のとおり事実を確認した。

(1) 新松戸駅前道路附属施設について

本件請求において対象となっている新松戸駅前道路附属施設「あかりのボックス」は、平成14年に新松戸駅武蔵野線高架下歩道部分に、歩行者や自転車等の接触事故の防止と不法占用及び放置自転車の抑止を目的として市が設置した道路附属施設である。

(2) 本件監査請求に係る工事の経緯及び概要について

ア. 工事の経緯

令和4年1月、本市に対し匿名で「あかりのボックス」の塗替えを求める500万円の寄附があった。同施設は設置から約20年が経過し塗装も劣化していたことから、塗替工事を実施する

こととし、令和4年松戸市議会9月定例会において本件工事に係る補正予算を計上し、可決された。

塗装色については市民及び新松戸町会連合会のアンケート結果や学識経験者からの意見を踏まえ決定し、また、塗装工事に併せ、既設の防鳥ワイヤーの破断を補修するとともに、施設最上段にバードスパイク（剣山型の防鳥プロテクター）を新設する鳥害防止対策を行うこととした。

イ. 工事の概要

工事件名	新松戸駅前道路附属施設塗替工事		
工事概要	道路附属施設塗替工一式		
契約締結日	令和4年11月24日	契約金額	16,164,500円
契約工期	令和4年11月25日から令和5年3月31日まで		
前払金支払日	令和5年1月31日	6,380,000円	
工事竣工日	令和5年3月22日		
工事検査日	令和5年3月30日		
工事代金（前払金を除く）支払日	令和5年5月2日	9,784,500円	

2 監査委員の判断

本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

（理由）

監査の対象事項について

請求人は、本件工事に併せて実施した鳥害防止工のうち「鳥害防止（2）」（請求人提出の事実証明書等により「防鳥ワイヤーの設置」を指すと特定されるため、以下「防鳥ワイヤーの設置」という。）について、仕様が不十分であり、設計にも不備があり、また工事履行の確認を怠ったことにより鳥害防止の効果が得られなかったことは不当であり、その工事代金の支出も不当であると指摘し、当該工事部分に関連する費用、今後是正工事を行う場合の費用及び以前よりも美観を損ねたことが市の損害であって、目的にそぐわない結果を招く行為をした責任者に費用請求を求めるべ

きであると主張している。

そこで、仕様の決定を含む本件工事請負契約の締結、本件工事の履行の確認及び工事代金の支出が違法・不当といえるか、そのことにより市に損害が発生したかについて検証する。

(1) 本件工事請負契約の締結について

請求人は、「防鳥ワイヤーの設置」に係る仕様が素材の指定のみで、ワイヤーの高さや本数の指定がないことから不十分であり、また設計の不備により鳥害防止の効果がなかったことをもって、本件工事請負契約の締結が不当である旨主張している。

一方、道路維持課は、道路附属施設下段にもバードスパイクを設置あるいはワイヤーを増設すると駅周辺の景観を損なうものと考え、施設下段は既設ワイヤーの補修のみを行い、施設上段についてはバードスパイクを新設し、鳩よけ対策を強化したものであって、本対策は不合理な選択ではないと主張している。

道路維持課の主張の客観的根拠となる書類は確認できなかったものの、鳥害防止対策と景観への配慮を両立するための鳥害防止工の設計、仕様の決定に係る判断に一定の理由はあると認められる。

そして、既存ワイヤーの張替えであることを前提とすれば、仕様書において設置箇所を「ワイヤー補助金具設置箇所」と指定しているのであるから、既存の補助金具のある場所にワイヤーを張ることは十分理解できる内容となっており、仕様書が指示の適正を欠くものとは言えない。

また、本件工事において、仕様書、図面、数量表等の適正な施工を実施するために必須となる設計図書は整っており、設計に不備があるとは言えない。

したがって、設計及び仕様の決定を含む本件工事請負契約の締結が、著しく不合理で行政執行上の妥当性を欠くとは認められず、請求人の主張には理由がない。

(2) 本件工事に係る履行の確認について

普通地方公共団体が工事その他の契約を締結した場合は、契約の適正な履行の確保または給付の完了の確認のため、必要な監督または検査をしなければならず（法第 234 条の 2）、その検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない（同法施行令第 167 条の 15 第 2 項）とされている。

本件工事については、道路維持課職員及び技術管理課職員が工事請負契約書第 32 条第 2 項、松戸市財務規則第 153 条及び松戸市工事検査要綱に基づき令和 5 年 3 月 30 日に完了検査を行い、契約設計図書と相違ないことを確認しており、履行の確認は適正に行われている。なお、工事検査は契約書及び設計図書等と相違ない給付がなされているかの検査であるから、請求人が主張する、時間を空けた鳥害防止効果の確認は必要とされない。

したがって、請求人の「工事の確認が不十分」、「現状、指定に対して全てが合致していない」という主張はあたらない。

(3) 本件工事に係る工事代金の支出について

請求人は、「防鳥ワイヤーの設置」の効果がなかったことをもって、工事代金の支出についても不当である旨主張しているものと解される。

しかし、前記(2)のとおり、工事完了検査に合格し、契約書及び設計図書等と相違なく工事は完成しているのであるから、松戸市財務規則及び工事請負契約書第 33 条に基づき工事代金は支出されなければならないものである。

そして、一連の事務手続は所定の決裁を経て規則通りに行われており、工事代金の支出に瑕疵は認められない。

(4) 市の損害の発生について

請求人は、「防鳥ワイヤーの設置」及びそれに関連する工事費用は無駄であったから当該費用が市の損害であり、今後是正工事を実施するならば、その費用も市の損害であると主張している。

しかし、前記(1)から(3)で述べたとおり、本件工事請負契約の締結、履行の確認及び工事代金の支出について違法・不当な点は認められないことから、市に損害は発生していない。